

杉並区会計年度任用職員(専門職)【言語聴覚職】

募集案内

令和7年2月1日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (専門職)	言語聴覚士	8:30~17:15 (休憩時間1時間 含む) 月9日	1名	障害者施策課 児童発達相談係 天沼3-19-16

(2) 仕事内容

発達に心配を抱える乳幼児の発達相談(評価を含む相談支援業務)

(3) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

※公募によらない再度の任用(更新)制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。そのうえで、1年度ごとに5回までとします。)

(4) 応募資格

- ① 言語聴覚士の資格を持ち、療育業務の経験があり、乳幼児の言語発達に関する検査評価の実施ができる方。
- ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、言語聴覚士の資格証明書の写しを添付の上、申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 または 持 参	令和7年2月17日(月)まで(必着) (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで)	〒167-0032 杉並区天沼 3-19-16 4階 保健福祉部障害者施策課 児童発達相談係

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員(専門職)【言語聴覚士】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合格にかかわらず、令和7年2月18日(火)までに第一次選考受験者に結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○令和7年2月20日(木)17時~19時30分 (詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○杉並区役所 等	
方 法	面 接	個別面接等を行います。
合格発表	令和7年2月25日(火)までに結果通知を発送します。	

【5】 報酬・手当

日額 27,175円(令和6年12月1日現在)(地域手当に相当する報酬を含みます)

- ※1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。(上限1か月55,000円まで)
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当を支給します。(6か月以上の任用期間がある場合に支給します。ただし勤務時間が1週15時間30分未満かつ勤務日数が1週2日以下の場合には支給対象外です。)

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月 9 日勤務です。
- ◇ 勤務時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分勤務（休憩時間 60 分含まれます）です。
- ◇ 年次有給休暇が任期・勤務日数に応じて付与されます。
- ◇ その他に、慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【7】 福利厚生

- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末手当該当者のみ）

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和 2 年度から新たに創設された地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申し込み・問合せ先

杉並区役所 保健福祉部障害者施策課児童発達相談係

〒167-0032

東京都杉並区天沼3-19-16 4階

TEL：03-5335-7634

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>